

2 利付公社債の評価等

平成 25 年度税制改正において、公社債等に係る所得に対する道府県民税の課税方式が見直され、平成 28 年 1 月 1 日以後に受ける特定公社債等の利子等に係る所得については、利子割の課税対象から除外した上で、配当割の課税対象とされたことから、利付公社債の評価等について、「源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額」に含むこととしている「特別徴収されるべき道府県民税」に利子割の額のみならず配当割の額に相当する金額も含まれるよう所要の改正を行った。(評価通達 193、197 - 2 = 改正)

1 従来 of 取扱い

利付公社債については、以下の(1)から(3)に分類した上で、各々以下のとおり評価することとしている。

(1) 金融商品取引所に上場されているもの

金融商品取引所の公表する 源泉所得税額相当額^(注) 控除後
課税時期の最終価格 + の既経過利息の額

(注) 源泉所得税額相当額には、特別徴収されるべき道府県民税の利子割の額に相当する金額を含む。以下(2)及び(3)について同じ。

(2) 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定されたもの ((1)に該当するものを除く。)

日本証券業協会から公表された 源泉所得税額相当額控除後の
課税時期の平均値 + の既経過利息の額

(3) (1)又は(2)に掲げる以外のもの

発行価額 + 源泉所得税額相当額控除後の
既経過利息の額

2 通達改正の概要等

(1) 税制改正の概要 (公社債等に係る所得に対する課税方式の見直し)

平成 25 年度税制改正により、地方税 (道府県民税) に関し、平成 28 年 1 月 1 日以後に受ける特定公社債等^(注)の利子等に係る所得については、利子割の課税対象から除外した上で、配当割の課税対象とされた (地方税法 23①十四・十五、71 の 31)。

(注) 特定公社債等とは、特定公社債 (特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債などの一定の公社債をいう。)、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託 (その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。) の社債的受益権のことをいう。

(2) 通達改正の概要

利付公社債については、上記(1)の税制改正により、平成 28 年 1 月 1 日以後に受ける利子等に係る所得に対して課される道府県民税に関し、利子割に加えて配当割が含まれることとされたことから、利付公社債の評価について「源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額」に含むこととしている「特別徴収されるべき道府県民税」に、配当割も含まれるよう、

「特別徴収されるべき道府県民税の利子割の額に相当する金額」を「特別徴収されるべき道府県民税の額に相当する金額」と改正することとした。

また、評価通達において「源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額」を控除することとしている他の財産についても同様に扱うことを明確にした。

(3) 適用時期

平成 28 年 1 月 1 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用することとした。